皇室事項

信任状捧呈式

十一月二十五日午後二時、宮中において、新任本邦駐在デンマーク国特命全権大使アナス・カーステン・ダムスゴーの信任状捧呈式を行われた。

十一月二十五日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在スウェーデン国特命全権大使ラーシュ・ヴァリエの信任状捧呈式を行われた。

皇太子差遣

天皇陛下は、十一月二十八日午前十一時三十分、第二十七回国際生物学賞授賞式及び記念茶会に御名代として皇太子徳仁親王殿下を差し遣わされた。

行啓

皇后陛下は、十一月二十八日午前十一時四十一分御出門、第二十七回国際生物学賞授賞式記念茶会に御出席のため、日本学士院会館（台東区）へ行啓、午後零時五十八分還啓になった。

御見舞電報及び御答電

この度のトルコ国で発生した地震により我が国民に死傷者が生じたことに対し、同国大統領閣下から天皇陛下へ御見舞電報が寄せられ、これに対し御答電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年11月30日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年11月30日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

改正された日本工業規格

単回使用手術用メス　T2107

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間725円」を「１時間728円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間762円」を「１時間771円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間824円」を「１時間829円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

千葉労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間815円」を「１時間819円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間754円」を「１時間758円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間716円」を「１時間718円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間766円」を「１時間770円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間811円」を「１時間815円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間811円」を「１時間815円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月31日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月30日

島根労働局長　佐藤　弘実

第４号中「１時間743円」を「１時間746円」に改める。